

松くい虫防除薬剤散布作業

仕様書

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所 総務・共生課

1. 目的

核燃料サイクル工学研究所（以下、「サイクル研」という。）の保安林等を維持保全するため、松くい虫防除薬剤の散布を実施する。

2. 作業場所

原子力機構 サイクル研構内指定場所

3. 作業範囲及び内容

（1）作業範囲

- ① 散布面積：約 12.2ha
- ② 散布範囲：別添図のとおり

（2）作業回数

原子力機構が指定する作業実施日に 1 回散布する。

（3）作業日時

土曜日・日曜日の実施も含め、双方協議の上で実施日を決定する。

4 項「納期」までの期間に示す作業実施日の夜明けから実施し、昼頃までに完了するものとする。

また、茨城県及び東海村から、薬剤の同時散布に協力するよう依頼されていることから、原則、茨城県と東海村が合同で実施する空中散布の前後 1 週間以内で行うものとする。

（4）作業内容

① 使用薬剤

「モリエートマイクロカプセル」：相当品可

いずれの薬剤でも、それぞれが最も効果を発揮する濃度に希釈して使用すること。

② 散布量

1ha あたり 1,200l を散布する。

③ 散布方法

- ・ 地上から動力散布機等により薬剤を散布すること。
- ・ 薬剤が樹冠頂部まで充分かかるように散布すること。
- ・ 梢端部まで届かない場合は、スパウター等の高木専用薬剤散布機械等を使用すること。
- ・ 松くい虫に感染した松(枯れ松、伐採した松も含む)については、念入りに散布すること。

④ 散布時期

散布にあたっては、風向風速計等で測定し、風が少ない時（風速 5m/sec 以下）を選んで薬剤が付近に飛散しないよう十分注意すること。

また、降雨中、降雨直後及び散布当日雨が予想される場合は作業を行わないこと。

（作業実施日は、作業を実施する原子力機構担当者と事前に協議して決定すること。）

⑤ 飛散防止

散布エリアの周囲に農作物等があり、飛散する危険が僅かでも予測される場合はミラーコート（感水紙）で飛散の有無を確認しておくこと。

⑥ 余薬剤の処分

余薬剤を発生させないよう散布すること。

⑦ 使用済薬剤容器の処分

容器は現地に放置せず完全に回収し、関係法令を遵守の上、廃棄物処理業者に処理を委託するなど適正に行うこと。

⑧ 作業用水

作業用水は、作業を実施する原子力機構担当者の指示する場所より取水するものとし、

取水方法を含めて、全て受注者の負担と責任で実施するものとする。

なお、作業用水は無償で支給するが、専用の給水口から接続するホースは受注者にて準備すること。

4. 支給品

作業用水

5. 納 期

令和7年 7月11日（金）

※作業実施日は、受注後に原子力機構より指示する。

6. 提出書類

提出書類	提出時期	備考
作業計画書	契約締結後速やかに	原子力機構側要確認
作業手順書	〃	作業手順の詳細及びホールドポイントを明確に記載すること。
安全衛生チェックリスト	〃	原子力機構側要確認
ワークシート		〃
作業者名簿	〃	〃
作業等安全組織・責任者届	〃	原子力機構の実施する各種教育を修了した者を選任すること。 (作業責任者認定証取得者)
作業等安全組織図	〃	原子力機構側要確認
緊急連絡体制表	〃	〃
委任又は下請け等の承認について	必要に応じて	〃
KY 実施記録	作業終了後速やかに	作業前、作業毎に作業員全員で、KY、TBM等を実施し安全確保に努めること。
作業完了報告書	〃	原子力機構側要確認
作業写真	〃	作業前・作業中・作業完了後を撮影すること。
薬剤に係る納品書	〃	原子力機構側要確認
その他	必要に応じて	〃

※提出場所

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 総務・共生課

7. 検収条件

作業は原子力機構担当者による散布状況の目視確認、上記の提出書類の完納及び内容の確認をもって検収とする。

8. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

9. 検査員及び監督員

- (1) 一般検査 管財担当課長
- (2) 全般検査 核燃料サイクル工学研究所 総務・共生課員

10. 特記事項

- (1) 本仕様について疑義等が生じた場合は、原子力機構監督員と協議の上決定しなければならない。
- (2) 受注者は、許可事項等に変更が生じた場合は、速やかに変更後の許可証の写しを原子力機構に提出すること。
- (3) 受注者は業務上知り得た原子力機構の秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 作業従事者は、事故及び負傷等の異常を発見した場合には、緊急連絡体制（作業安全組織・責任者届）に基づき、直ちに電話若しくは口頭で原子力監督員に連絡し、その指示に従うこと。
- (5) 受注者は異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について機構の確認を受けること。
- (6) 受注者及び作業員は、当該作業の安全確保を維持するため、安全関係法令及び原子力機構の定める諸規則、並びに安全確保のために行う原子力機構監督員の指示に従うものとする。（安全作業基準等集）
- (7) 現場内は火気厳禁とする。

以 上

太平洋

別添図



薬剤散布箇所